

平成23年2月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第2292号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年1月25日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 秋 山 努

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

被 告 プ ロ ミ ス 株 式 会 社

同代表者代表取締役 久 保 健

同訴訟代理人弁護士 福 井 達 也

主 文

- 1 被告は、原告に対し、206万8940円及びうち158万3846円に対する平成16年2月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返していたが、その約定利息の利率が利息制限法所定の利率（以下「制限利率」という。）の上限を超えていたため、その取引を同利率に引き直して計算すると原告の弁済は過払の状態にあり、貸金業者である被告はそれを知っていたなどとして、不当利得返還請求権に基づき、被告に対し、過払金元金と悪意の受益者としての法定利息の支払を求めるものである。

- 1 前提事実（当事者間に争いがないか証拠等により容易に認められる事実）
 - (1) 取引の存在等

原告は、被告（所定の登録を受けた貸金業者）との間で、昭和61年1月14日、金銭消費貸借契約を締結し、制限利率を超える利息の約定により、別紙1の「年月日」欄記載の日に、「借入金額」欄記載の各金額を借り入れ、「弁済額」欄記載の各金額の返済をした（以下「本件取引」という。）。

(2) 過払金の発生

本件取引を、制限利率により引き直して計算すると、平成16年2月2日（最終取引日）時点で、158万3846円の過払金が生じている。

2 争点

(1) 被告の悪意の受益者性

(2) 消滅時効

3 争点に対する当事者の主張

(1) 被告の悪意の受益者性(争点(1))について

(被告の主張)

被告は、旧貸金業法43条1項のみなし弁済の適用は主張しないが、以下のとおり、同規定の適用があるとの認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる「特段の事情」があるから、悪意の受益者ではない。

被告は、旧貸金業法17条、18条書面（以下単に「17条、18条書面」という。）については、監督官庁の示す指針や裁判例、学説等に即応しながらこれらに適合する内容のものを交付するに十分な業務態勢を常に整備してきた。本件取引当時、原告にも、基本契約時、個別契約時、ATM取引、店頭取引を問わず同様の書面を交付していた（乙イ1ないし10）。また、少なくとも、みなし弁済につき厳格説（記載事項は各書面ごとに全て網羅すべき）を指向する平成18年1月13日最高裁判決（民集60巻1号1頁。以下「平成18年判決」という。）が浸透するまでは、緩和説（各書面単独では法定の記載事項を完備していなくとも良く、交付書面相互での補完を許す。）を採る判例学説も相当数あったのであって、原告に交付した各書面はこれらにかなうものである。問題となっているのは「被告の善意・悪意」という主観的要件（過失の有無は問われていな

い)であって、「みなし弁済の適用がなく、17条、18条書面が完備されていないから悪意」という形式的な判断ではなく、本件取引当時被告がどのような状況下で業務を行ってきたかを客観的具体的に考慮して決せられるべき事項で、被告には、みなし弁済規定の適用があるとの認識を有するに至ったことにつき、やむを得ないといえる「特段の事情」がある。

(原告の主張)

被告は「特段の事情」につき、17条、18条書面の「サンプル書面」等による立証をするが、原告との個別取引に関する立証である以上、本件取引当時現実に原告に交付された書面をもってすべきである。さらに被告は、17条、18条書面につき緩和説が有力だったというが、そのような事実はないし、平成18年判決の前後を問わず厳格説が通説であった。しかも、被告が示すサンプル書面等は、少ないものでも2～3項目、多いものでは十数項目もの記載事項の欠落があり、たとえ相互補完を認めたとしても法定の記載事項を網羅するものではないから、被告にはおよそ「特段の事情」は認められない。

(2) 消滅時効(争点(2))について

(被告の主張)

いわゆる過払金充当合意を含む継続的金銭消費貸借取引においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り過払金を同債務に充当することが予定され、借主が過払金を不当利得として返還請求することが通常は想定されていないため、同充当合意が法律上の障害にあたるものとして、消滅時効は当該取引が終了した時点から進行するものと解されているのである。

本件取引は、平成6年6月2日の借り入れを最後に以後弁済のみがされているが、これは原告の年齢等の関係で同年11月ころに新たな貸付はしないとされたからである(被告では取引継続中に66歳に達した者については従前の貸借状況や勤務状況等を勘案のうえ今後も貸付を継続するかどうかを決定していた。)。したがって、「過払金充当合意」がない事案といえ、過払金が発生すればその都度請求が可能であるから、その発生時からそれぞれ個別に消滅時効が進行すると解すべきである。すると、本件取引

のうち、本件訴訟提起時点で発生から10年を経過している過払金については、時効により消滅しており、本訴（平成22年10月19日・口頭弁論）において同消滅時効を援用する。

（原告の主張）

被告は、平成6年11月ころ新たな借入はしない旨の合意があったかのようにいうが、そのような事実は一切なく、本件取引は過払金充当合意を含むものである。

過払金返還請求権の消滅時効は、同請求権の行使について過払金充当合意を前提としたものとは異なる内容の合意をしたなどの「特段の事情」なきかぎり、当該取引が終了した時点から進行するのであり、被告はこの「特段の事情」についてその他具体的な主張立証をしないから、本件における消滅時効は最終取引日（平成16年2月2日）の翌日から進行するにすぎない。

第3 当裁判所の判断

1 悪意の受益者性（争点(1)）について

被告は貸金業者であるが、みなし弁済の適用は主張しないから、その適用があるとの認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる「特段の事情」がない限り、制限利率超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、民法704条の「悪意の受益者」と推定される（平成19年7月13日、同17日最高裁判決）。

被告は、この「特段の事情」に関し、17条、18条書面の「サンプル書面」や「再現書面」等による主張・立証をするが、原告との個別具体的な取引に関するものである以上、サンプル書面などにより、単に、その当時の一般的な業務態勢として各書面の法定要件を充足すべき努力をしていたというのでは不十分であって、原則として本件取引当時原告に交付された書面をもって、原告との取引における「特段の事情」の主張・立証をすべきである。

また、この点を措くとしても、17条、18条書面はその交付の必要性和記載事項について法令で明定されているものであって、誤った解釈を前提に交付し続けていた場合に、貸金業者である被告につきそれを「やむを得な

い」というには、被告の主張に合致する解釈が当時通説であって、それと異なる行為を期待することが困難であったなどの事情を要するというべきである。したがって、被告の主張する事情（「有力」であった緩和説に沿って業務態勢を完備し、原告にも同様の対応をしていたなど。）だけでは、みなし弁済の適用があるとの認識を有するに至ったことにつき「特段の事情」があるということはできない。しかも、被告が17条書面に該当するという基本契約書（乙イ1ないし5）には貸付限度額の記載はあるが貸付金額や返済期間・返済回数の記載がないし、同じくATM明細書（乙イ8の1ないし8の11）にも利率、返済の方式、返済期間・返済回数ほか数項目の記載がないなど、被告提出のサンプル書面等は、原告指摘のとおり少ないものでも2～3項目、多いものでは十数項目もの記載事項の欠落があり、このような書面の交付しかない以上、みなし弁済の成立が認められないことはもちろん、被告には上記「特段の事情」はやはり認められないといわざるをえない。

2 消滅時効（争点(2)）について

本件取引は、過払金が生じた場合に他の借入金債務が存在しなければ、その後に発生する新たな借入金債務にそれを充当する旨の合意（過払金充当合意）を含むものと認めるのが相当である（甲1及び弁論の全趣旨。被告も平成6年11月頃までの取引についてはこれを否定するものではないと解される。）。このような合意がある場合には、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、借主が過払金についての不当利得返還請求権を行使することが想定されていないのが通常であるから、当該取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害になるものといえる。したがって、本件取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である。

被告は、平成6年11月ころ新たな借入はしない旨の合意があったと主張するが、これを認めるに足る証拠はない（その後の貸付はたしかにないが、単に与信上貸付が実行されなかったとうだけのことである。）。また、被告は、上記「特段の事情」についてその他具体的な主張立証をしないから、被告の

消滅時効の主張はこれを認めることができない。

よって、本件取引における過払金返還請求権の消滅時効は、本件取引終了日（平成16年2月2日）の翌日から進行するにすぎない。

- 3 結局、被告は、原告に対し、悪意の受益者として本件取引における過払金を返還すべきところ、最終取引日（平成16年2月2日）における過払金元金は158万3846円、同確定利息は48万5094円である。

第4 結 論

以上からすれば、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所立川支部民事第2部

裁 判 官 高 宮 園 美

依頼者名

業者名 プロミス株式会社

債権届出額 円

※起算日 H16.2.2 の翌日

過払利息 5% にて計算

最終取引日までの残元金 -1,583,846 円

+ 未払過払利息 -485,094 円

最終取引日までの元利合計額 -2,068,940 円

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未払過払利息
1 S61.11.14	300,000		0.18				300,000		
2 S61.12.03		16,168	0.18	19	2,810	0	286,642	0	0
3 S62.01.06		20,669	0.18	34	4,806	0	270,779	0	0
4 S62.02.05		19,090	0.18	30	4,006	0	255,695	0	0
5 S62.03.05		17,560	0.18	28	3,530	0	241,665	0	0
6 S62.04.06		18,320	0.18	32	3,813	0	227,158	0	0
7 S62.05.01		16,250	0.18	25	2,800	0	213,708	0	0
8 S62.06.05		18,400	0.18	35	3,688	0	198,996	0	0
9 S62.07.06		17,130	0.18	31	3,042	0	184,908	0	0
10 S62.08.03		16,160	0.18	28	2,553	0	171,301	0	0
11 S62.09.07		7,350	0.18	35	2,956	0	166,907	0	0
12 S62.09.07	90,000		0.18	0	0	0	256,907	0	0
13 S62.10.05		18,400	0.18	28	3,547	0	242,054	0	0
14 S62.11.04		18,700	0.18	30	3,581	0	226,935	0	0
15 S62.12.04		18,400	0.18	30	3,357	0	211,892	0	0
16 S63.01.07		19,180	0.18	34	3,550	0	196,262	0	0
17 S63.02.05		17,540	0.18	29	2,799	0	181,521	0	0
18 S63.03.07		17,750	0.18	31	2,767	0	166,538	0	0
19 S63.04.04		16,720	0.18	28	2,293	0	152,111	0	0
20 S63.04.04	120,000		0.18	0	0	0	272,111	0	0
21 S63.05.06		19,819	0.18	32	4,282	0	256,574	0	0
22 S63.06.06		19,240	0.18	31	3,911	0	241,245	0	0
23 S63.07.04		18,100	0.18	28	3,322	0	226,467	0	0
24 S63.07.06		561	0.18	2	222	0	226,128	0	0
25 S63.07.06	80,000		0.18	0	0	0	306,128	0	0
26 S63.08.02		24,468	0.18	27	4,064	0	285,724	0	0
27 S63.09.02		20,463	0.18	31	4,356	0	269,617	0	0
28 S63.10.05		20,849	0.18	33	4,375	0	253,143	0	0
29 S63.11.02		18,960	0.18	28	3,485	0	237,668	0	0
30 S63.12.02		19,336	0.18	30	3,506	0	221,838	0	0
31 S64.01.06		15,586	0.18	35	3,820	0	210,072	0	0
32 H01.01.10	10,000		0.18	4	414	414	220,072	0	0
33 H01.02.02		13,249	0.18	23	2,496	0	209,733	0	0
34 H01.02.07	55,000		0.18	5	517	517	264,733	0	0
35 H01.03.02		19,577	0.18	23	3,002	0	248,675	0	0
36 H01.04.03		20,941	0.18	32	3,924	0	231,658	0	0
37 H01.05.02		19,661	0.18	29	3,313	0	215,310	0	0
38 H01.06.05		21,029	0.18	34	3,610	0	197,891	0	0
39 H01.07.03		18,837	0.18	28	2,732	0	181,786	0	0
40 H01.08.02		19,205	0.18	30	2,689	0	165,270	0	0
41 H01.08.02	60,000		0.18	0	0	0	225,270	0	0
42 H01.09.04		20,560	0.18	33	3,666	0	208,376	0	0
43 H01.10.03		19,048	0.18	29	2,980	0	192,308	0	0
44 H01.11.02		14,120	0.18	30	2,845	0	181,033	0	0
45 H01.12.04		14,600	0.18	32	2,856	0	169,289	0	0
46 H02.01.08		15,360	0.18	35	2,921	0	156,850	0	0
47 H02.02.02		7,300	0.18	25	1,933	0	151,483	0	0
48 H02.02.02	35,000		0.18	0	0	0	186,483	0	0
49 H02.03.02		10,000	0.18	28	2,574	0	179,057	0	0
50 H02.04.02		14,894	0.18	31	2,737	0	166,900	0	0
51 H02.05.02		15,000	0.18	30	2,469	0	154,369	0	0
52 H02.06.04		15,254	0.18	33	2,512	0	141,627	0	0
53 H02.07.02		13,000	0.18	28	1,955	0	130,582	0	0
54 H02.08.02		388,402	0.18	31	1,996	0	-255,824	0	0
55 H02.08.02	500,000		0.18	0	0	0	244,176	0	0
56 H02.09.03		17,800	0.18	32	3,853	0	230,229	0	0
57 H02.10.02		16,484	0.18	29	3,292	0	217,037	0	0
58 H02.11.02		17,152	0.18	31	3,317	0	203,202	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未払過払利息
59	H02.12.03		17,028	0.18	31	3,106	0	189,280	0	0
60	H02.12.28		14,600	0.18	25	2,333	0	177,013	0	0
61	H03.02.04		19,440	0.18	38	3,317	0	160,890	0	0
62	H03.02.04	20,000		0.18	0	0	0	180,890	0	0
63	H03.03.04		15,976	0.18	28	2,497	0	167,411	0	0
64	H03.04.02		16,252	0.18	29	2,394	0	153,553	0	0
65	H03.05.02		16,520	0.18	30	2,271	0	139,304	0	0
66	H03.06.03		17,160	0.18	32	2,198	0	124,342	0	0
67	H03.06.03	30,000		0.18	0	0	0	154,342	0	0
68	H03.07.02		16,600	0.18	29	2,207	0	139,949	0	0
69	H03.08.02		17,276	0.18	31	2,139	0	124,812	0	0
70	H03.09.02		17,152	0.18	31	1,908	0	109,568	0	0
71	H03.10.01		16,252	0.18	29	1,566	0	94,882	0	0
72	H03.11.05		23,440	0.18	35	1,637	0	73,079	0	0
73	H03.12.02		15,152	0.18	27	973	0	58,900	0	0
74	H03.12.04	30,000		0.18	2	58	58	88,900	0	0
75	H04.01.06		18,812	0.18	33	1,446	0	71,592	0	0
76	H04.02.03		15,976	0.18	28	985	0	56,601	0	0
77	H04.03.02		15,864	0.18	28	779	0	41,516	0	0
78	H04.04.02		16,904	0.18	31	632	0	25,244	0	0
79	H04.05.06		17,920	0.18	34	422	0	7,746	0	0
80	H04.05.06	30,000		0.18	0	0	0	37,746	0	0
81	H04.06.02		15,800	0.18	27	501	0	22,447	0	0
82	H04.07.02		16,880	0.18	30	331	0	5,898	0	0
83	H04.08.04		17,973	0.18	33	95	0	-11,980	0	0
84	H04.08.04	10,000		0.18	0	0	0	-1,980	0	0
85	H04.09.02		16,484	0.18	29	0	0	-18,464	-7	-7
86	H04.10.02		16,760	0.18	30	0	0	-35,224	-75	-82
87	H04.11.02		17,028	0.18	31	0	0	-52,252	-149	-231
88	H04.11.02	20,000		0.18	0	0	0	-32,483	0	0
89	H04.12.03		12,438	0.18	31	0	0	-44,921	-137	-137
90	H05.01.13		20,000	0.18	41	0	0	-64,921	-251	-388
91	H05.02.02		12,946	0.18	20	0	0	-77,867	-177	-565
92	H05.03.02		16,013	0.18	28	0	0	-93,880	-298	-863
93	H05.04.07		15,000	0.18	36	0	0	-108,880	-462	-1,325
94	H05.05.07		17,000	0.18	30	0	0	-125,880	-447	-1,772
95	H05.06.07		17,200	0.18	31	0	0	-143,080	-534	-2,306
96	H05.06.11	20,000		0.18	4	0	0	-125,464	-78	0
97	H05.07.02		15,000	0.18	21	0	0	-140,464	-360	-360
98	H05.08.02		18,000	0.18	31	0	0	-158,464	-596	-956
99	H05.09.03		18,000	0.18	32	0	0	-176,464	-694	-1,650
100	H05.10.04		17,000	0.18	31	0	0	-193,464	-749	-2,399
101	H05.10.29		15,000	0.18	25	0	0	-208,464	-662	-3,061
102	H05.12.03		16,000	0.18	35	0	0	-224,464	-999	-4,060
103	H06.01.06		18,000	0.18	34	0	0	-242,464	-1,045	-5,105
104	H06.01.06	35,000		0.18	0	0	0	-212,569	0	0
105	H06.02.04		17,000	0.18	29	0	0	-229,569	-844	-844
106	H06.03.03		15,000	0.18	27	0	0	-244,569	-849	-1,693
107	H06.03.15	10,000		0.18	12	0	0	-236,664	-402	0
108	H06.04.05		20,000	0.18	21	0	0	-256,664	-680	-680
109	H06.05.07		16,000	0.18	32	0	0	-272,664	-1,125	-1,805
110	H06.06.02		15,000	0.18	26	0	0	-287,664	-971	-2,776
111	H06.06.02	15,000		0.18	0	0	0	-275,440	0	0
112	H06.07.04		15,000	0.18	32	0	0	-290,440	-1,207	-1,207
113	H06.08.03		14,000	0.18	30	0	0	-304,440	-1,193	-2,400
114	H06.09.02		14,000	0.18	30	0	0	-318,440	-1,251	-3,651
115	H06.10.03		16,000	0.18	31	0	0	-334,440	-1,352	-5,003
116	H06.11.04		17,000	0.18	32	0	0	-351,440	-1,466	-6,469
117	H06.12.02		14,000	0.18	28	0	0	-365,440	-1,347	-7,816
118	H07.01.06		15,000	0.18	35	0	0	-380,440	-1,752	-9,568
119	H07.02.04		15,000	0.18	29	0	0	-395,440	-1,511	-11,079
120	H07.03.04		15,000	0.18	28	0	0	-410,440	-1,516	-12,595
121	H07.04.07		13,000	0.18	34	0	0	-423,440	-1,911	-14,506
122	H07.05.05		12,000	0.18	28	0	0	-435,440	-1,624	-16,130
123	H07.06.04		15,000	0.18	30	0	0	-450,440	-1,789	-17,919

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未払過払利息
124	H07. 07. 03		13,000	0.18	29	0	0	-463,440	-1,789	-19,708
125	H07. 08. 04		15,000	0.18	32	0	0	-478,440	-2,031	-21,739
126	H07. 09. 04		14,000	0.18	31	0	0	-492,440	-2,031	-23,770
127	H07. 10. 03		14,000	0.18	29	0	0	-506,440	-1,956	-25,726
128	H07. 11. 03		15,000	0.18	31	0	0	-521,440	-2,150	-27,876
129	H07. 12. 03		14,000	0.18	30	0	0	-535,440	-2,142	-30,018
130	H08. 01. 09		20,000	0.18	37	0	0	-555,440	-2,712	-32,730
131	H08. 02. 04		15,000	0.18	26	0	0	-570,440	-1,972	-34,702
132	H08. 03. 06		15,000	0.18	31	0	0	-585,440	-2,415	-37,117
133	H08. 04. 04		15,000	0.18	29	0	0	-600,440	-2,319	-39,436
134	H08. 05. 05		14,000	0.18	31	0	0	-614,440	-2,542	-41,978
135	H08. 06. 05		13,000	0.18	31	0	0	-627,440	-2,602	-44,580
136	H08. 07. 07		13,000	0.18	32	0	0	-640,440	-2,742	-47,322
137	H08. 08. 06		13,000	0.18	30	0	0	-653,440	-2,624	-49,946
138	H08. 09. 04		12,000	0.18	29	0	0	-665,440	-2,588	-52,534
139	H08. 10. 03		13,000	0.18	29	0	0	-678,440	-2,636	-55,170
140	H08. 11. 03		13,000	0.18	31	0	0	-691,440	-2,873	-58,043
141	H08. 12. 06		12,000	0.18	33	0	0	-703,440	-3,117	-61,160
142	H09. 01. 12		12,000	0.18	37	0	0	-715,440	-3,558	-64,718
143	H09. 02. 06		13,000	0.18	25	0	0	-728,440	-2,450	-67,168
144	H09. 03. 06		12,000	0.18	28	0	0	-740,440	-2,794	-69,962
145	H09. 04. 05		11,000	0.18	30	0	0	-751,440	-3,042	-73,004
146	H09. 05. 03		12,000	0.18	28	0	0	-763,440	-2,882	-75,886
147	H09. 06. 04		11,000	0.18	32	0	0	-774,440	-3,346	-79,232
148	H09. 07. 07		12,000	0.18	33	0	0	-786,440	-3,500	-82,732
149	H09. 08. 03		11,000	0.18	27	0	0	-797,440	-2,908	-85,640
150	H09. 09. 03		11,000	0.18	31	0	0	-808,440	-3,386	-89,026
151	H09. 10. 02		11,000	0.18	29	0	0	-819,440	-3,211	-92,237
152	H09. 11. 05		11,000	0.18	34	0	0	-830,440	-3,816	-96,053
153	H09. 12. 03		10,000	0.18	28	0	0	-840,440	-3,185	-99,238
154	H10. 01. 07		11,000	0.18	35	0	0	-851,440	-4,029	-103,267
155	H10. 02. 01		11,000	0.18	25	0	0	-862,440	-2,915	-106,182
156	H10. 03. 02		11,000	0.18	29	0	0	-873,440	-3,426	-109,608
157	H10. 04. 03		11,000	0.18	32	0	0	-884,440	-3,828	-113,436
158	H10. 05. 02		11,000	0.18	29	0	0	-895,440	-3,513	-116,949
159	H10. 06. 02		11,000	0.18	31	0	0	-906,440	-3,802	-120,751
160	H10. 07. 02		11,000	0.18	30	0	0	-917,440	-3,725	-124,476
161	H10. 08. 02		11,000	0.18	31	0	0	-928,440	-3,895	-128,371
162	H10. 09. 03		12,000	0.18	32	0	0	-940,440	-4,069	-132,440
163	H10. 10. 04		12,000	0.18	31	0	0	-952,440	-3,993	-136,433
164	H10. 11. 02		14,000	0.18	29	0	0	-966,440	-3,783	-140,216
165	H10. 12. 03		14,000	0.18	31	0	0	-980,440	-4,104	-144,320
166	H11. 01. 05		14,000	0.18	33	0	0	-994,440	-4,432	-148,752
167	H11. 02. 02		13,000	0.18	28	0	0	-1,007,440	-3,814	-152,566
168	H11. 03. 01		13,000	0.18	27	0	0	-1,020,440	-3,726	-156,292
169	H11. 04. 02		14,000	0.18	32	0	0	-1,034,440	-4,473	-160,765
170	H11. 05. 06		14,000	0.18	34	0	0	-1,048,440	-4,817	-165,582
171	H11. 06. 03		13,000	0.18	28	0	0	-1,061,440	-4,021	-169,603
172	H11. 07. 02		13,000	0.18	29	0	0	-1,074,440	-4,216	-173,819
173	H11. 08. 02		13,000	0.18	31	0	0	-1,087,440	-4,562	-178,381
174	H11. 09. 03		13,000	0.18	32	0	0	-1,100,440	-4,766	-183,147
175	H11. 10. 01		12,000	0.18	28	0	0	-1,112,440	-4,220	-187,367
176	H11. 11. 02		13,000	0.18	32	0	0	-1,125,440	-4,876	-192,243
177	H11. 12. 03		12,000	0.18	31	0	0	-1,137,440	-4,779	-197,022
178	H11. 12. 27		11,000	0.18	24	0	0	-1,148,440	-3,739	-200,761
179	H12. 02. 01		12,740	0.18	36	0	0	-1,161,180	-5,649	-206,410
180	H12. 03. 03		12,000	0.18	31	0	0	-1,173,180	-4,917	-211,327
181	H12. 04. 03		12,000	0.18	31	0	0	-1,185,180	-4,968	-216,295
182	H12. 05. 02		11,000	0.18	29	0	0	-1,196,180	-4,695	-220,990
183	H12. 06. 02		12,000	0.18	31	0	0	-1,208,180	-5,065	-226,055
184	H12. 07. 03		11,000	0.18	31	0	0	-1,219,180	-5,116	-231,171
185	H12. 08. 03		11,000	0.18	31	0	0	-1,230,180	-5,163	-236,334
186	H12. 09. 01		11,000	0.18	29	0	0	-1,241,180	-4,873	-241,207
187	H12. 10. 03		11,000	0.18	32	0	0	-1,252,180	-5,425	-246,632
188	H12. 11. 02		11,000	0.18	30	0	0	-1,263,180	-5,131	-251,763

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未払過払利息
189	H12.12.02	11,000	0.18	30	0	0	-1,274,180	-5,176	-256,939
190	H13.01.04	11,000	0.18	33	0	0	-1,285,180	-5,746	-262,685
191	H13.02.02	10,000	0.18	29	0	0	-1,295,180	-5,105	-267,790
192	H13.03.02	10,000	0.18	28	0	0	-1,305,180	-4,967	-272,757
193	H13.04.03	10,000	0.18	32	0	0	-1,315,180	-5,721	-278,478
194	H13.05.02	10,000	0.18	29	0	0	-1,325,180	-5,224	-283,702
195	H13.06.03	10,000	0.18	32	0	0	-1,335,180	-5,809	-289,511
196	H13.07.01	9,000	0.18	28	0	0	-1,344,180	-5,121	-294,632
197	H13.08.02	10,000	0.18	32	0	0	-1,354,180	-5,892	-300,524
198	H13.09.01	9,000	0.18	30	0	0	-1,363,180	-5,565	-306,089
199	H13.10.03	10,000	0.18	32	0	0	-1,373,180	-5,975	-312,064
200	H13.11.02	9,000	0.18	30	0	0	-1,382,180	-5,643	-317,707
201	H13.12.3	9,000	0.18	31	0	0	-1,391,180	-5,869	-323,576
202	H14.1.4	9,000	0.18	32	0	0	-1,400,180	-6,098	-329,674
203	H14.2.4	9,000	0.18	31	0	0	-1,409,180	-5,945	-335,619
204	H14.3.4	8,000	0.18	28	0	0	-1,417,180	-5,405	-341,024
205	H14.4.1	8,000	0.18	28	0	0	-1,425,180	-5,435	-346,459
206	H14.5.2	9,000	0.18	31	0	0	-1,434,180	-6,052	-352,511
207	H14.6.3	9,000	0.18	32	0	0	-1,443,180	-6,286	-358,797
208	H14.7.2	8,000	0.18	29	0	0	-1,451,180	-5,733	-364,530
209	H14.8.2	8,000	0.18	31	0	0	-1,459,180	-6,162	-370,692
210	H14.9.3	8,000	0.18	32	0	0	-1,467,180	-6,396	-377,088
211	H14.10.2	8,000	0.18	29	0	0	-1,475,180	-5,828	-382,916
212	H14.11.1	8,000	0.18	30	0	0	-1,483,180	-6,062	-388,978
213	H14.12.3	8,000	0.18	32	0	0	-1,491,180	-6,501	-395,479
214	H15.1.6	8,000	0.18	34	0	0	-1,499,180	-6,945	-402,424
215	H15.2.3	7,000	0.18	28	0	0	-1,506,180	-5,750	-408,174
216	H15.3.3	7,000	0.18	28	0	0	-1,513,180	-5,777	-413,951
217	H15.4.3	7,000	0.18	31	0	0	-1,520,180	-6,425	-420,376
218	H15.5.2	7,000	0.18	29	0	0	-1,527,180	-6,039	-426,415
219	H15.6.3	7,000	0.18	32	0	0	-1,534,180	-6,694	-433,109
220	H15.7.3	7,000	0.18	30	0	0	-1,541,180	-6,304	-439,413
221	H15.8.1	6,000	0.18	29	0	0	-1,547,180	-6,122	-445,535
222	H15.9.3	6,000	0.18	33	0	0	-1,553,180	-6,994	-452,529
223	H15.10.3	6,000	0.18	30	0	0	-1,559,180	-6,382	-458,911
224	H15.11.4	6,000	0.18	32	0	0	-1,565,180	-6,834	-465,745
225	H15.12.2	6,000	0.18	28	0	0	-1,571,180	-6,003	-471,748
226	H16.1.5	6,000	0.18	34	0	0	-1,577,180	-7,314	-479,062
227	H16.2.2	6,666	0.18	28	0	0	-1,583,846	-6,032	-485,094
228			0.18	0	0	0	0	0	0
229	合計	1,470,000	3,230,894	0.18	0	0	0	0	0
230			0.18	0	0	0	0	0	0

以上

これは正本である。

平成 23 年 2 月 24 日

東京地方裁判所立川支部民事第 2 部

裁判所書記官 永 井 紀 子

